

# 官民連携みどり区簡易水道維持管理事業 包括管理運営業務

## 提案評価基準

令和 6 年 8 月

伊豆の国市

## 【目次】

|     |                      |   |
|-----|----------------------|---|
| 1   | 審査方法 .....           | 1 |
| 1.1 | 審査方法 .....           | 1 |
| 1.2 | 受注者決定フロー .....       | 1 |
| 1.3 | 委員会の設置 .....         | 2 |
| 2   | 審査内容 .....           | 2 |
| 2.1 | プロポーザル応募資格の確認 .....  | 2 |
| 2.2 | 企画提案審査 .....         | 2 |
| 2.3 | 優先交渉権者及び受注者の決定 ..... | 3 |
| 3   | 総合評価点の算出方法 .....     | 3 |
| 3.1 | 配点方針 .....           | 3 |
| 3.2 | 企画提案書の審査項目等 .....    | 3 |
| 3.3 | 評価点の算出方法 .....       | 5 |

## 1 審査方法

### 1.1 審査方法

本業務は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、受注者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、企画提案による技術面等の非価格要素とともに提示された見積価格を総合的に評価する。

### 1.2 受注者決定フロー

受注者決定のフローは図1に示すとおりである。

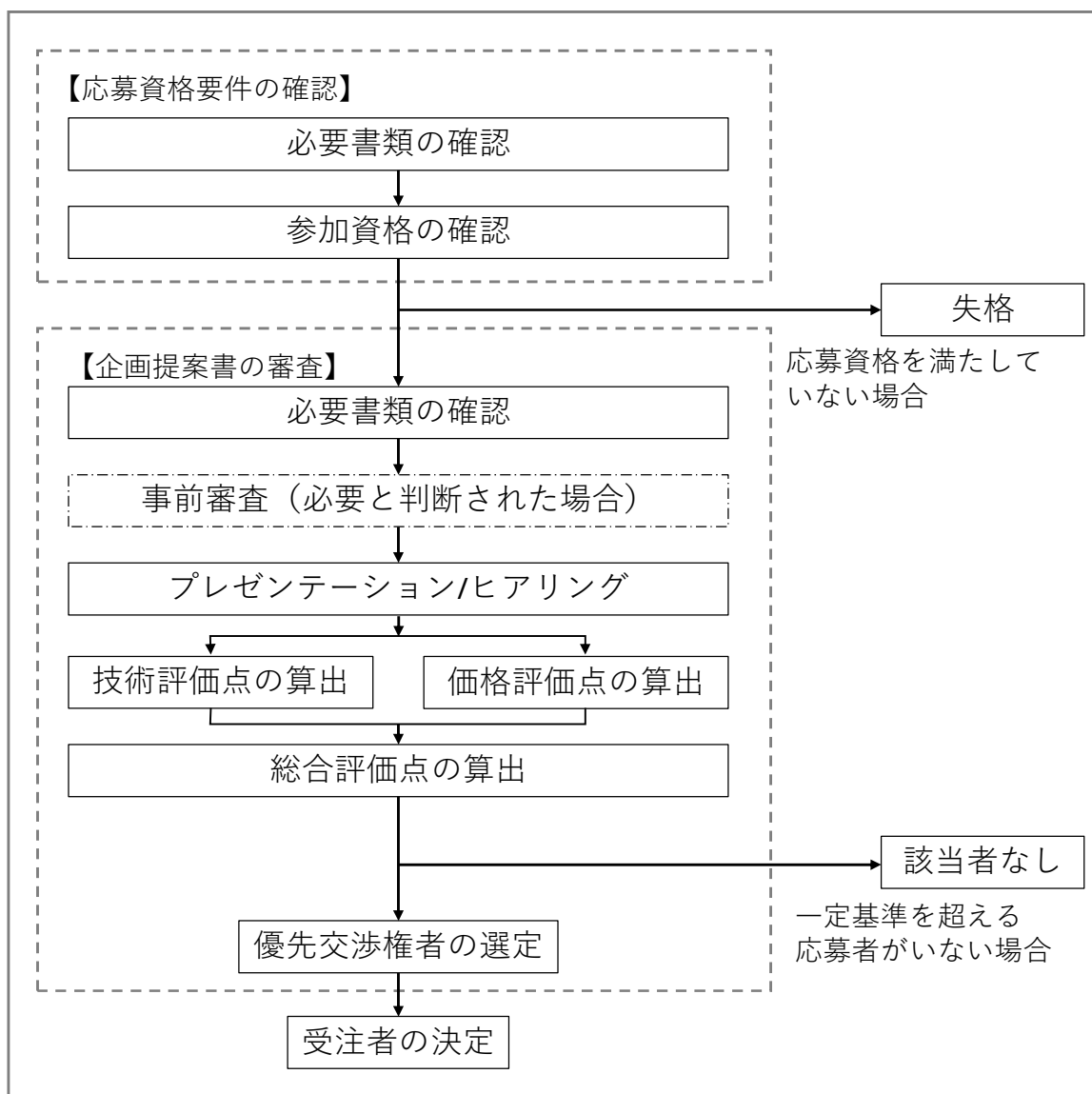


図1 受注者決定フロー

### 1.3 委員会の設置

発注者は、企画提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「官民連携みどり区簡易水道維持管理事業包括管理運営業務プロポーザル審査委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。委員会の委員は、発注者の職員及び外部有識者により構成している。

なお、応募者が、募集公告から優先交渉権者の選定までの間に、本業務について委員に対して直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該応募者は応募資格を失うことがあるので留意すること。

## 2 審査内容

### 2.1 プロポーザル応募資格の確認

#### 2.1.1 必要書類の確認

発注者は、応募者から提出された応募資格確認書類について、募集実施要領にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。

#### 2.1.2 応募資格の確認

発注者は、応募者から提出された応募資格確認書類に基づき、応募者が募集実施要領に定める応募資格を満たしていることを確認する。応募資格を満たしていない場合は失格とする。

### 2.2 企画提案審査

#### 2.2.1 必要書類の確認

発注者は、応募者から提出された企画提案書について、募集実施要領にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。

なお、応募者が多数あるなど、発注者及び委員会が必要と判断した場合は、発注者において「3 総合評価点の算出方法」に基づき事前審査を実施した上で委員会に諮ることにより、委員会での審査対象者を限定することがある。

#### 2.2.2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

発注者及び委員会は、必要書類の確認ができた応募者を対象として、提案内容の確認等のために、応募者にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。

なお、応募者が多数あるなど、発注者において事前審査を実施した場合は、委員会に諮り決定した審査対象者のみにプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。

#### 2.2.3 提案内容審査

委員会は、企画提案書のうち技術的提案等の非価格要素の内容について審査し、「3 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（技術評価点の算出）を行う。

発注者は、見積価格について「3 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（価格評価点の算出）を行う。なお、見積価格が委託料の上限価格を上回る場合は失格とする。

#### 2.2.4 総合評価点の算出

技術評価点及び価格評価点を合算し、総合評価点を算出する。

### 2.2.5 優先交渉権者の選定

発注者及び委員会は、総合評価点によって応募者の評価順位を決定するとともに、最も高い提案を行った者を優先交渉権者として選定する。ただし、総合評価点が一定の基準を超える応募者がいない場合は「該当者なし」とする。

優先交渉権者が2者以上あるときは、見積価格が低い提案を行った者を優先交渉権者として選定する。この場合において、見積価格が同額であるときは、委員会に諮って優先交渉権者を選定する。

### 2.3 優先交渉権者及び受注者の決定

発注者は、選定結果をもとに優先交渉権者を決定し、契約交渉を行った後に受注者を決定する。

発注者は、優先交渉権者と契約締結に至らなかったときは、委員会の選定結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

## 3 総合評価点の算出方法

### 3.1 配点方針

企画提案書で求める提案内容の評価について、非価格要素に関する技術評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、それぞれ80点及び20点を満点とし、技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点 (80点満点)} + \text{価格評価点 (20点満点)}$$

### 3.2 企画提案書の審査項目等

技術評価点及び価格評価点の算出に当たって、企画提案書の審査項目、内容及び配点は、表1に示すとおりとする。

表 1 企画提案書の審査項目、内容及び配点

| 区分            | 審査項目                                     |                         | 内容                                                                                                                                                  | 配点 |    |
|---------------|------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|
| 本業務全体に関する事項   | 業務の実施方針及び実施体制<br>(様式 10-1)               |                         | ・業務を実施するために必要な組織体制、人員配置計画（平日、休日、夜間、緊急時の各体制）、連絡体制・発注者との連携方法が具体的かつ適切に提案されているかを評価する。<br>・緊急時の初動体制について、具体的な提案を評価する。<br>・地域の人材活用や水道利用者に対する取組に関する提案を評価する。 | 20 | 25 |
|               |                                          |                         | ・応募企業は同種、類似業務の実績があるか。                                                                                                                               | 5  |    |
| 業務提案内容        | 各業務の要求事項に対する考え方及び具体的な業務実施計画<br>(様式 10-2) |                         | (共通)<br>・効率的かつ確実な実施方法が具体的に述べられているか。<br>・要求水準未達とならないための対策、未達の場合の対応は適切か。<br>・適切な教育訓練が提示されているか。                                                        | 15 | 55 |
|               |                                          | 営業業務                    | ・営業業務に関する取り組みが適切に計画されているか。                                                                                                                          | 10 |    |
|               |                                          | 維持管理業務                  | ・運転管理・保守点検業務において、設備の効率的な運転および設備機能の維持に配慮した有効な提案を評価する。<br>・頻発する漏水対応について、発生時の対応及び予防策の具体的な提案を評価する。                                                      | 10 |    |
|               |                                          | 緊急時対応業務及びその他業務          | ・異常時の対策、停電対策、災害対策について具体的な想定があり、その想定に対して的確な対応が具体的に示されているかを評価する。<br>・委託終了時の業務引継ぎ方法について、具体的に示されているか評価する。                                               | 10 |    |
|               |                                          | 本事業に対する独自の取り組み（様式 10-2） | ・コスト縮減や業務の効率化に対する具体的な目標や取組内容の実現性について評価する。<br>・有収水量の向上策など本地域にとって有益な提案内容があれば評価する。                                                                     | 10 |    |
| 見積価格（様式 10-3） |                                          |                         | ・提案価格を点数化し評価する。                                                                                                                                     | 20 |    |

※要求水準書に記載している内容は実施するものとし、必ずしも提案書に要求水準に記載している内容を記載しなくてもよい

### 3.3 評価点の算出方法

表 2 に示す 4 段階評価による得点化方法により審査項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。なお、審査項目別の得点は、小数点以下第 3 位を四捨五入して小数点以下第 2 位まで求める。

表 2 評価点の得点化方法

| 評価 | 評価基準                         | 得点化方法  |
|----|------------------------------|--------|
| A  | 当該審査項目について、特に秀でて優れていると認められる。 | 配点×1   |
| B  | 当該審査項目について、秀でて優れていると認められる。   | 配点×2/3 |
| C  | 当該審査項目について、優れていると認められる。      | 配点×1/3 |
| D  | 当該審査項目について、優れているとは認められない。    | 配点×0   |

ただし、審査項目のうち「見積価格」は、以下により得点化する。

- ① 見積価格に記載された価格が、委託の上限価格以下の者のうち、最低の者に、配点の満点である 20 点を価格評価点として付与する。
- ② 上記以外の応募者の得点は、下記の式により②の最低価格との比率をもって小数点以下第 3 位を四捨五入し小数点以下第 2 位まで求める。

|                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------|
| $\text{価格評価点} = \text{配点 (20 点)} \times \text{最低価格} \div \text{当該応募者の価格}$ |
|---------------------------------------------------------------------------|

(算出例)

X グループ：価格 110 百万円（最低価格）

⇒ 価格評価点＝20.00 点

Y グループ：価格 120 百万円

⇒ 価格評価点＝20 点×110 百万円÷120 百万円＝18.3 点